

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年6月28日
【事業年度】	第44期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
【会社名】	株式会社 シャルレ
【英訳名】	CHARLE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼社長執行役員 奥平 和良
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島中町七丁目7番1号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記において行っております。）
【最寄りの連絡場所】	神戸市須磨区弥栄台三丁目1番2号（本社）
【電話番号】	078(792)8565
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 管理本部長 高田 博祐
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第40期	第41期	第42期	第43期	第44期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	18,613	18,836	18,068	17,510	16,510
経常利益 (百万円)	1,070	1,259	680	558	373
当期純利益 (百万円)	1,005	1,004	276	324	223
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
発行済株式総数 (千株)	21,034	21,034	16,086	16,086	16,086
純資産額 (百万円)	20,514	21,173	19,540	19,492	19,483
総資産額 (百万円)	23,772	24,222	22,509	22,032	22,221
1株当たり純資産額 (円)	1,070.36	1,104.79	1,214.71	1,230.89	1,230.35
1株当たり配当額 (円)	18.00	25.00	15.00	15.00	10.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	52.47	52.41	15.31	20.27	14.14
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	86.3	87.4	86.8	88.5	87.7
自己資本利益率 (%)	5.0	4.8	1.4	1.7	1.1
株価収益率 (倍)	9.2	9.3	30.9	26.2	29.6
配当性向 (%)	34.3	47.7	98.0	74.0	70.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	887	898	1,149	175	709
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	514	6,074	2,385	172	4,287
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	359	422	1,974	389	275
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	4,299	10,849	12,408	12,367	8,515
従業員数 (人)	312	306	304	301	298
(外、平均臨時雇用者数)	(93)	(98)	(110)	(94)	(63)
株主総利回り (%)	99.6	106.0	105.8	120.3	100.0
(比較指標：東証第二部配当込み株価指数) (%)	(134.2)	(127.5)	(177.1)	(215.5)	(205.6)
最高株価 (円)	520	550	514	587	545
最低株価 (円)	450	443	442	462	365

(注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社がないため記載しておりません。

4 第40期の1株当たり配当額には、創業40周年の記念配当3円を含んでおります。

5 第41期の1株当たり配当額には、特別配当10円を含んでおります。

6 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

7 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第二部)におけるものであります。

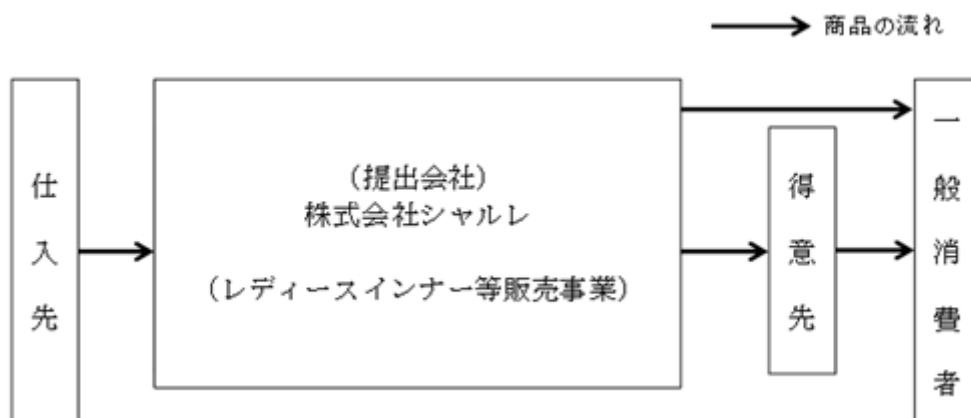
2【沿革】

年月	概要
1975年11月	㈱関西ゴールデンユニバーサルを神戸市生田区（現 中央区）に設立し、レディースインナーの販売を開始。
1977年9月	本店を神戸市葺合区（現 中央区）に移転。
1977年12月	「株式会社シャルレ」に商号変更。
1980年2月	東京営業所を設置（1982年9月、東京支店と改称）。
1982年10月	福岡営業所を設置。
1982年11月	流通センターを神戸市中央区に設置（1987年8月、流通センターを神戸市灘区に移転）。
1983年5月	札幌営業所を設置。
1983年9月	本店を現在地（神戸市中央区）に移転。
1985年10月	仙台営業所を設置。
1988年4月	名古屋営業所を設置。
1988年9月	大阪営業所、神戸第一営業所、神戸第二営業所を設置。
1989年4月	日本橋営業所、三田営業所、新宿営業所、横浜営業所を設置。
1989年8月	シャルレ流通センターを神戸市須磨区に設置。
1990年3月	本社を神戸市須磨区に移転。
1990年4月	東京支店を廃止。
1990年10月	社団法人日本証券業協会（現 日本証券業協会）に登録。
1991年4月	高崎営業所、広島営業所を設置。福岡営業所を福岡第一営業所と福岡第二営業所に分割。神戸第一営業所を神戸営業所に改称。神戸第二営業所を廃止。
1995年4月	京都営業所を設置。
1997年4月	静岡営業所を設置。
1998年4月	高松営業所を設置。
1998年11月	大阪証券取引所（2013年7月16日に東京証券取引所に統合）市場第二部に上場。
1999年4月	組織変更に伴い全営業所をオフィスに改称し、同時に福岡第一営業所と福岡第二営業所を福岡オフィスとして統合。
2003年8月	高崎、日本橋、三田、新宿、横浜、各オフィスを東京都港区に集約移転し、東京第一、東京第二、東京第三、東京第四、東京第五オフィスに改称。
2004年4月	名古屋オフィスを名古屋第一オフィスと名古屋第二オフィスに分割。 福岡オフィスを福岡第一オフィスと福岡第二オフィスに分割。
2006年6月	当社事業（レディースインナー等卸売事業）を新設分割方式により新設した㈱シャルレ（㈱BC）に承継し、商号を「株式会社テン・アローズ」に変更して持株会社体制へ移行。また、機関設計を変更し、委員会設置会社へ移行。
2007年3月	子会社である㈱シャルレ（㈱BC）の組織変更に伴い、全オフィスを支店に改称。東京都港区に集約設置していた5オフィスを分散させ、高崎、日本橋、大宮、新宿、横浜支店を設置。
2008年10月	子会社である㈱シャルレ（㈱BC）を分割会社とする吸収分割によりレディースインナー等卸売事業を当社が承継し、商号を「株式会社シャルレ」に変更して事業持株会社体制へ移行。
2009年6月	機関設計を変更し、委員会設置会社から監査役会設置会社へ移行。
2010年4月	高崎支店、日本橋支店、大宮支店、新宿支店、横浜支店、静岡支店を廃止し、さいたま支店と東京支店に統合。名古屋第一支店、名古屋第二支店を廃止し、名古屋支店として統合。京都支店、大阪支店、神戸支店を廃止し、神戸第一支店として統合。広島支店と高松支店を廃止し、神戸第二支店として統合。福岡第一支店と福岡第二支店を廃止し、福岡支店として統合。
2010年9月	㈱BCを清算。

3【事業の内容】

当社は、レディースインナー等販売事業を主体とする衣料品、化粧品及び健康食品等の販売事業を行っております。商品は国内、海外の協力工場で生産され、ビジネスメンバーを通じてメイト（消費者会員）及び一般消費者へ「ホームパーティー形式の試着会」により訪問販売しております。また、訪問販売の補完チャネルとして、通信販売を展開しております。

なお、当社はレディースインナー等販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
298（63）	45.1	19.2	6,462

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 2 従業員数欄の（ ）は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員を外書きしております。
 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金が含まれております。
 4 セグメント情報は、単一セグメントであり重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、連合ユニオン東京シャルレユニオンと称し、日本労働組合総連合会東京都連合会に所属しております。

なお、労使関係について、特筆すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

当社を取り巻く事業環境は、国内経済では回復基調が見込まれるものの、個人消費における慎重な消費マインドが続く中、消費者嗜好の多様化や企業間競争の激化、原材料価格の高騰など、経営環境は依然と予断を許さない状況が続くと思われまます。当社においては、ビジネスメンバーの活動量低下による新規育成人数の減少や販売単価の低下が続き、経営環境の厳しさは増しております。

当事業年度におきましては、物流体制見直しによる物流コストの低減を含め、販売促進費などの全社経費の削減等に取り組むことにより、当初の利益目標に対して利益水準は上向きとなりました。しかしながら、当社の中核事業であるシャルレビジネス事業におきましては、売上減少に歯止めをかけるには至らず、新規事業におきましては、第2の柱となる事業の探索を継続的に行ってまいりましたが、新たな開拓には未だ至っておりません。

このような環境の中、当社は中期的な収益構造の改善が優先的な課題となり、2016年4月～2020年3月の期間で策定しておりました4か年の中期経営計画（2020年3月期に売上高194億円、売上高営業利益率5%以上の経営目標）を見直し、事業環境の変化に対応し経営課題の根本的解決に取り組むために、2019年4月より2022年3月期を最終年度とする3か年の新たな中期経営計画を策定いたしました。中期の経営戦略として、引き続き「シャルレビジネス事業の再生」と「新規事業開発による新たな柱の創造」の2つの骨子に基づき、以下の課題に取り組み、中期経営計画の達成を推進してまいります。

中期経営戦略

1) シャルレビジネス事業の再生

中核事業であるシャルレビジネス事業につきましては、2019年4月より事業構造の改革を推進し、ビジネスシステムや商品の在り方を見直すことで、長年続いた売上の下降トレンドに歯止めを掛け、再成長を目指してまいります。

シャルレビジネスの環境整備及びプロモーション強化

ビジネスシステムを見直し、新規顧客の獲得やビジネスメンバー組織の活性化を図るとともに、ビジネスメンバーの育成力・販売力を向上させるために、他社との協働も視野に入れたプロモーション強化を推進し、売上拡大を図ってまいります。

ビジネスモデルの特性に応じた商品開発

当社のビジネスモデルに相応した商材の開発や現行の商品開発プロセスの見直し等を図り、商品力の強化に努めてまいります。

収益性向上に向けた取り組み

化粧品類や健康食品類を主とした高付加価値商品の売上拡大を図るとともに、在庫口ス低減のための施策等を実行し、収益性を高めてまいります。

2) 新規事業開発による新たな柱の創造

当社の経営資源を活用して、新たな事業を国内外に創出し、当社の第2の柱となる事業として、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

M & A・提携等による新規事業の展開

M & A・提携等により、当社の第2の柱となる新たな事業の創出を目指してまいります。

海外市場への積極的な展開

海外市場における市場展開の基盤づくりを目指し、海外市場に向けて新たな販売ルートを探します。

なお、当社の経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、当社は売上回復を主とした経営基盤作りの戦略推進を優先課題としていることから、売上高と営業利益を重視しております。2019年4月から2022年3月までの3か年の中期経営計画を遂行し、最終年度である2022年3月期に売上高175億円、営業利益4億円以上を中期経営目標として全力で取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 販売方法に関するリスク

当社の主たる事業の国内におけるレディースインナー等販売事業は訪問販売業界に属しておりますが、女性の社会進出による在宅率の低下や、消費者の中には訪問販売を好まない方も増えていることから、引き続き売上が減少する可能性があります。さらに、ビジネスメンバー（代理店、特約店）の高齢化等により活動量が低下し、売上が減少する可能性があります。特に、一般の主婦が中心の特約店は安定的な収入を得られる仕事を求める傾向が強くなることや訪問販売業界における法規制の強化等で、ビジネススタイルの変更を余儀なくされることにより、稼働数が減少する可能性があり、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 生産国の経済状況、政情不安に関するリスク

当社の主たる事業の国内におけるレディースインナー等販売事業におきましては、中国等アジア地域での生産商品比率が半数以上あります。そのため、生産国における経済状況・政情不安・輸入規制・物流事情などにより、生産計画や品質管理体制に問題が生じた場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制に関するリスク

当社の主たる事業の国内におけるレディースインナー等販売事業におきましては、ビジネスメンバーや消費者に生じるトラブルを未然に防止するため、「特定商取引に関する法律」により販売方法等の規制を受けております。また、取扱商品の化粧品類及び健康食品類につきましては、「医薬品医療機器等法」の規制を受けております。

さらに、当社の事業は、消費者との契約に関する「消費者契約法」や「独占禁止法」、「個人情報の保護に関する法律」、「製造物責任法」及び、各事業に関する法令全般で規制されています。このため、これらの法令が改正され、規制が強化された場合には、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 経済環境及び需要動向の変化によるリスク

当社の事業は、そのマーケットの大半が国内市場であります。したがって、国内における景気動向・消費動向等の経済状況、同業や異業態の小売業他社との競争状況、加えて冷夏や暖冬などの天候不順等によっては、需要の影響を受け、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社商品の入在庫、保管及び配送は、物流業者に委託しております。国内配送コスト等のさらなる上昇により、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) コンピューターシステムに関するリスク

当社の事業は、業務のほとんど全てにおいてコンピューターを使用しております。不慮のシステム障害が発生した場合、その規模や復旧期間によっては長期の事業運営の停止及び復旧に要する費用等により、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自然災害や事故のリスク

当社は、国内外の各地で生産される商品を販売しております。地震などの自然災害、火災などの事故あるいは新型インフルエンザ等の感染症の蔓延によって、当社の製造委託工場の設備や商品に壊滅的な被害を被った場合、及び当社の事業所の設備や従業員に甚大な被害を被った場合、さらには物流サービスの大規模かつ地域的な配送停止が発生した場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 会計制度・税制等の変更リスク

新たな会計基準や税制等の導入・変更があった場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善が続き、景気は緩やかな回復基調にあるものの、海外経済における通商問題の影響、中国経済の先行きの不確実性や金融資本市場の変動の影響等が懸念されたことから、先行き不透明な状況で推移しました。

国内レディースインナーウエア市場におきましては、個人消費は持ち直しつつも、節約志向や生活防衛意識は依然と根強く、新規参入企業による企業間競争の激化等、当社を取り巻く経営環境は厳しさを増しております。

このような環境のもと、当社は、2016年4月より4か年の中期経営計画を推進してまいりましたが、売上高の減少に加え、物流コストの高騰等により、当初の計画値と実績値に大きな乖離が生じたため、収益構造の見直しが必要となりました。当社は、これらの経営課題の解決に取り組むために、新たな中期経営計画の策定について検討を重ねてまいりました。

当事業年度におきましては、単年度施策として化粧品類や健康食品類を主とした高付加価値商品の売上拡大による収益率の向上や新規事業の早期の開拓及び拡大に向けて積極的に取り組んでまいりました。

商品面におきましては、衣料品類の肌着・ショーツについては、前年に発売した「軽快ウォークボトム」にメッシュ調生地を使用した春夏シーズン向けタイプを新たに追加発売しましたが、販売状況は低調に推移しました。また、その他の既存定番商品も前年を下回ったため、売上高は前年を大幅に下回りました。アウターについては、「シャルレドレス」より、シーズンに合わせたカットソーやパンツ等の販売状況は低調に推移しましたが、ルームベスト等の発売により、アウター全体の売上高は前年を上回りました。生活関連商品については、サイズ拡充を行った冬用寝具の「あったか敷きパッド」を発売したことや上質な眠りをサポートする「シャルレウエルネスピロー」をリニューアル発売し、販売状況は好調に推移しました。しかしながら、前年と比較して新商品の規模が小さかったことにより、生活関連商品全体の売上高は前年を下回りました。以上の結果、衣料品類全体の売上高は125億44百万円（前年同期比5.9%減）となり、前年を下回りました。

化粧品類では、主力商品である「エタリテ」スキンケアシリーズにおいて、エイジングケアの分野で、「奇跡の木」と呼ばれるモリンガの葉から抽出したモリンガエキスを配合するなどの大幅なリニューアルを行うとともに、プロモーション用のセット商品を発売したことにより、当該シリーズの売上高は前年を上回りましたが、その他の既存定番商品の販売状況が低調に推移したことにより、化粧品類全体の売上高は25億40百万円（同3.4%減）となり、前年を下回りました。

健康食品類では、新たに「つやっとハトムギ」を発売しましたが、その他の既存定番商品の販売状況が低調に推移したことに加え、「定期お届け便」の利用者数が伸び悩んだことにより、健康食品類全体の売上高は9億75百万円（同10.9%減）となり、前年を大幅に下回りました。

営業施策面におきましては、「シャルレマイルプロジェクト2020」を掲げ、ビジネスメンバーの活動の活性化を目的とした3つの施策を実施しました。4月より新規メイト会員の増加を目的とした「シャルレマイルキャンペーン2018（4月～6月）」を実施しました。新規メイト会員数は、当期間中は増加したものの、当事業年度における新規メイト会員数は前年を押し上げるまでには至りませんでした。また、9月よりビジネスメンバーの活動意欲の喚起を目的とする「シャルレチャレンジコンテスト2018（9月～11月）」を実施しましたが、コンテスト入賞者数は伸び悩み、期間売上高は前年を下回りました。12月より社会貢献活動として、シャルレウエルネス商品の売上の一部を森林保全の活動に役立てる「元気な森づくり運動（12月～3月）」を実施しました。

化粧品類や健康食品類の売上拡大に向けては、ビジネスメンバーや当社の営業社員等を対象に教育の強化に取り組んでまいりました。

通信販売の「シャルレダイレクトサービス」におきましては、新規会員の獲得及び既存会員のリピート率の向上を目的とした販促キャンペーン等を実施しましたが、売上高は前年を下回りました。

新規事業におきましては、当社の第2の柱となる事業の探索を継続してまいりましたが、新たな開拓には

至っておりません。なお、2017年3月よりテスト運営を行ってまいりました高齢者向け住宅の紹介事業である「カーネーション」については、事業評価のうえ、2019年7月末を目途にテスト運営を終了し、本格運営を行わないことといたしました。これによる業績に与える影響は軽微であります。

これらの結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

当事業年度末の資産合計は、前事業年度末に比べ1億89百万円増加して222億21百万円となりました。

主な要因は有価証券の増加72百万円、リース資産の増加2億51百万円であります。

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ1億98百万円増加して27億37百万円となりました。

主な要因は未払法人税等の減少44百万円、退職給付引当金の減少56百万円、リース債務の増加2億52百万円
であります。

当事業年度末の純資産合計は、前年に比べ8百万円減少し、194億83百万円となりました。

主な要因は剰余金の配当2億37百万円、当期純利益2億23百万円であります。

b. 経営成績

当事業年度の経営成績は、売上高は前年と比べて、衣料品類、化粧品類及び健康食品類のすべての販売が低調に推移したことで、165億10百万円（同5.7%減）となりました。利益面につきましては、売上高の減少や在庫ロスの増加により売上総利益が大きく減少し、徹底したコスト削減に取り組んだものの、営業利益は3億63百万円（同32.3%減）、経常利益は3億73百万円（同33.2%減）、当期純利益は2億23百万円（同31.0%減）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ38億52百万円減少し、85億15百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、7億9百万円の収入（前年同期比304.1%増）となりました。主な要因は、税引前当期純利益3億75百万円、減価償却費及びその他の償却費4億97百万円、法人税等の支払額1億28百万円
であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、42億87百万円の支出（前事業年度末は1億72百万円の収入）となりました。主な要因は、定期預金の増加40億円、有形固定資産の取得による支出1億49百万円、無形固定資産の取得による支出1億67百万円
であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、2億75百万円の支出（前年同期比29.4%減）となりました。主な要因は、配当金の支払額2億37百万円
であります。

生産、受注及び販売の実績

当社は、主として衣料品、化粧品及び健康食品等の卸売を業としているため、生産及び受注の状況は該当ありません。また、当社は単一セグメントであるため、当事業年度の販売実績及び仕入実績を品目別に記載しております。

a. 販売実績

品目の名称	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比(%)
衣料品類(百万円)	12,544	94.1
化粧品類(百万円)	2,540	96.6
健康食品類(百万円)	975	89.1
その他(百万円)	449	100.3
合計(百万円)	16,510	94.3

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 販売実績が総販売実績の100分の10以上となる相手先はないため、相手先別販売実績につきましては記載を省略しております。

b. 仕入実績

品目の名称	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比(%)
衣料品等(百万円)	7,037	90.1
化粧品類(百万円)	1,015	169.6
健康食品類(百万円)	421	99.8
その他(百万円)	392	92.9
合計(百万円)	8,866	95.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成しております。その作成にあたっては、当社経営陣による会計方針の選択、適用、決算日における財政状態及び経営成績に影響を与えるような会計上の見積りを必要としております。

ただし、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる要因等に基づき、見積り及び判断を行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、これらの会計上の見積りと異なる場合があります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当事業年度の経営成績等は、シャルレビジネス事業については、消費者による節約志向やインナーウェア市場全体の規模が縮小するなど、明るい兆しが見えない中、当社の販売先であるビジネスメンバーの高齢化は進み、稼働人数は年々減少を続けております。当該事業の売上の大部分は、ビジネスメンバーである代理店への卸売販売で構成されており、売上高減少の主要な要因となっております。当事業年度においても、ビジネスメンバーの稼働人数は低下し、新規ビジネスメンバーの育成人数や新規メイト会員人数は好転せず、当社の売上高は165億10百万円となり前年同期比で5.7%の減少となりました。売上の減少に伴い、在庫口数は増加し、売上高に占める売上原価の比率は53.3%で、前年に比べ1.5%増加しました。また、新規事業においても、第2の柱となる事業を探索してまいりましたが、当社の事業領域に適合する事業の開拓には至りませんでした。また利益面においては、前年に高騰した物流コストへの改善対応に取り組むとともに、全社経費の削減にも積極的に努めた結果、販売費及び一般管理費は73億51百万円と、5億46百万円(前年同期比6.9%減)の削減に至りましたが、営業利益は3億63百万円(同32.3%減)となりました。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、当社は2019年4月～2022年3月までの3か年の新たな中期経営計画を策定いたしました。中期的な経営指標としては、前述のとおり、売上高のダウントレンドに歯止めをかけること、低下している利益水準を底上げすることが急務であると考え、売上高175億円と営業利益4億円以上の達成を目標に掲げております。その達成に向けて、中期的に2つの

戦略骨子を定め、実行・推進をしております。1つは、当社の中核事業であるシャルレビジネス事業の再生を推進しております。当事業にとっての重要な要素であるビジネスシステムや商品の在り方などを根本的に見直すことで、ビジネスメンバーの活動意欲を喚起させ、ビジネスメンバー組織全体の活性化や当社の商品愛用者の拡大を図り、「売上高の維持・回復」を目指しております。また、利益面においては、高付加価値商品の売上構成を高めるとともに、在庫ロスの低減にも積極的に取り組むことで、「収益力」を高めてまいります。それらの取り組みを推進することで、シャルレビジネス事業を現在のダウントレンドから再び軌道に乗せていきたいと考えております。

もう1つは、新規事業の開発を積極的に推進し、当社にとって第2の柱となる事業を創出しております。

その手法としては、M&Aや業務提携等により事業展開を目指すとともに、海外市場にも販路を広げ、当社の「経営基盤の強化」を加速させてまいります。

また、新たな中期経営計画の実行・推進力を高めていくために、2019年4月より執行役員制度を導入いたしました。重点業務へのPDCAサイクルを強化することで、各部門にて設定したKPI目標、さらには中期経営計画の達成を目指しております。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2事業の状況 2事業等のリスク」に記載のとおりであります。

資本の財源につきましては、当社の資金需要の主なものは商品の仕入代金や販売費及び一般管理費等の営業費用によるもの及び今後の新規事業の開拓・展開に必要な資金等であります。これらの資金需要に対して当社は自己資金（手元資金と営業活動によって獲得した資金）によって賄う予定であります。資金の流動性については、事業活動を行ううえでの資金需要に対して十分に確保しております。

4【経営上の重要な契約等】

当社は、販売先である代理店と「代理店契約」を締結しております。

契約の本旨 販売システムに基づき、代理店が正しくメンバー（特約店・ビジネスメイト・メイト）及び消費者に取扱商品を販売し、かつメンバーを育成、指導し、発展することを目的としております。

契約先 代理店

取扱商品 レディースインナー・化粧品及び健康食品等の当社の全商品

契約期間 1年（自動継続）

5【研究開発活動】

当社は、国内におけるレディースインナー等販売事業において、「美と健康のシャルレ」として、より多くのお客様のニーズにお応えできる、シャルレらしいものづくりにこだわり、高機能・高付加価値な商品を提供するために、独自技術の開発に積極的に取り組んでまいりました。

当事業年度に取得した知的財産権の件数は、特許権1件で、当事業年度末現在で保有する知的財産権の件数は、特許権23件、意匠権3件、実用新案権1件となっております。

なお、当事業年度の研究開発費は63百万円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資等の総額は635百万円であり、主な内容は、代理店向け販売管理端末機器の更新290百万円（リース資産）及び受注システムネットワーク機器の更新168百万円（建設仮勘定）であります。

2【主要な設備の状況】

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	土地		建物及び 構築物 (百万円)	その他 有形固定資産 (百万円)	ソフト ウェア (百万円)	帳簿価額 合計 (百万円)	従業員数 (人)
	面積 (㎡)	金額 (百万円)					
本店 (神戸市中央区)	1,700.65	258	323	10	-	593	27
本社事務所 (神戸市須磨区)	8,406.71	648	494	529	777	2,451	181
流通センター (神戸市須磨区)	-	-	224	5	0	231	2
札幌支店他5事業所	-	-	6	19	-	26	88

- (注) 1 レディースインナー等販売事業の単一セグメントのため、セグメントの名称の記載を省略しております。
2 流通センターの土地面積及び金額は、本社事務所に含めております。
3 「その他有形固定資産」は、車両運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定、リース資産であります。
4 従業員数には、臨時従業員を含めておりません。
5 記載の金額には、消費税等を含めておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	84,000,000
計	84,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,086,250	16,086,250	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数は100株 であります。
計	16,086,250	16,086,250	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年12月12日 (注)	4,948	16,086	-	3,600	-	4,897

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5)【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式 の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	6	12	30	47	4	5,063	5,162	-
所有株式数 (単元)	-	4,990	3,092	19,125	14,558	15	118,992	160,772	9,050
所有株式数の 割合(%)	-	3.10	1.92	11.90	9.06	0.01	74.01	100.00	-

(注) 1 自己株式250,258株は「個人その他」に2,502単元、「単元未満株式の状況」に58株が含まれております。

2 「その他の法人」欄には、証券保管振替機構名義の失念株式が1単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
林 雅晴	兵庫県西宮市	1,508	9.53
(有)G & L	兵庫県西宮市鷲林寺南町6番6号	1,272	8.04
瀬崎 五葉	東京都渋谷区	1,034	6.53
林 勝哉	兵庫県芦屋市	843	5.33
林 宏子	兵庫県西宮市	737	4.66
林 達哉	兵庫県西宮市	691	4.36
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券 (株))	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都中央区日本橋茅場町3丁目2番10号)	634	4.01
林 直樹	神戸市垂水区	618	3.90
(有) L a m ' s	兵庫県西宮市高座町13番6号	556	3.51
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 (株)三菱UFJ 銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	282	1.78
計	-	8,180	51.65

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 250,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,827,000	158,270	-
単元未満株式	普通株式 9,050	-	-
発行済株式総数	16,086,250	-	-
総株主の議決権	-	158,270	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義失念株式100株が含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)シャルレ	神戸市中央区港島中町七丁目7番1号	250,200	-	250,200	1.56
計	-	250,200	-	250,200	1.56

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	157	75,582
当期間における取得自己株式	30	12,570

(注)当期間における取得自己株式には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	250,258	-	250,288	-

(注)当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営の重要課題として位置付けており、経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを方針とし、剰余金の配当回数につきましては、年1回の期末配当を基本方針としております。

剰余金の配当の決定機関につきましては、「期末配当金」は株主総会の決議による旨、また、「中間配当金」は取締役会の決議による旨を定款に定めております。

当事業年度の配当金につきましては、1株当たり10円といたしました。

なお、内部留保は企業の安定性と株主利益を念頭に置き、既存事業の拡大、新規事業の開拓や提携など企業価値向上のために将来投資に活用する所存で、同時に資本効率の向上と株式需給調整の観点から株主資本の充実度合いとキャッシュ・フローの状況に応じて自己株式の取得も検討してまいります。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年6月27日 定時株主総会決議	158	10

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の向上を目指すうえでコーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題と位置付けております。コーポレート・ガバナンス体制が有効に機能するように、当社で定めたコーポレートガバナンス基本方針に基づく企業経営を実践し、経営の透明性と健全性の高い企業経営を追求してまいります。

そして、当社の「基本理念」及び「わたしたちの誓い」に基づき、お客様、従業員、株主等のステークホルダーの立場を踏まえて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいります。

なお、当社は、取締役の責任と権限強化による経営の効率化を図っておりましたが、当社を取り巻く経営環境を鑑みて、各所管部署の業績改善に対する責任と役割の明確化を図るためには更なる経営改革が必要であると判断し、2019年4月1日付にて執行役員制度を導入しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

<企業統治の体制の概要>

取締役会は、社外取締役2名を含む8名で構成し、また社外監査役2名を含む監査役3名は取締役会に出席し、適宜、意見を述べております。取締役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令に定められた事項及び事業戦略等重要な方針を決議するとともに、業務執行状況について監督しております。

なお、当社は、社外取締役2名及び社外監査役2名を、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

当社は、取締役会の諮問機関として、2019年4月12日付にて、取締役及び執行役員の選解任、並びに取締役及び監査役候補者の指名に関する取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化及び手続きの透明性を確保するために、任意の指名委員会を設置しました。また、当社の取締役及び執行役員の報酬に関する取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために、任意の報酬委員会を設置しました。指名委員会は、取締役、監査役及び執行役員の選解任案及びその方針・基準、代表取締役社長の後継者計画の策定・運用等に関する取締役会の諮問に対して、答申を行います。指名委員会の構成員は、社外取締役2名、社外監査役2名及び代表取締役社長で構成され、委員長は社外取締役が務めております。報酬委員会は、取締役及び執行役員の報酬体系及び報酬決定の方針、取締役の報酬額等に関する取締役会の諮問に対し、審議して答申を行います。報酬委員会の構成員は、社外取締役2名、社外監査役2名及び代表取締役社長にて構成され、委員長は社外取締役が務めております。

また、当社は、企業グループの取締役、使用人及び取引先等による不正行為の抑止等を図るとともに、当社企業グループの社会的信頼の維持及びコンプライアンス態勢を確立するために、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス態勢に関する確認、また不正行為等への審議・調査及び改善指示を行い、適宜、取締役会へ報告・意見具申をしております。コンプライアンス委員会は社外取締役2名、社外監査役2名で構成され、委員長は委員の互選によって決定しております。

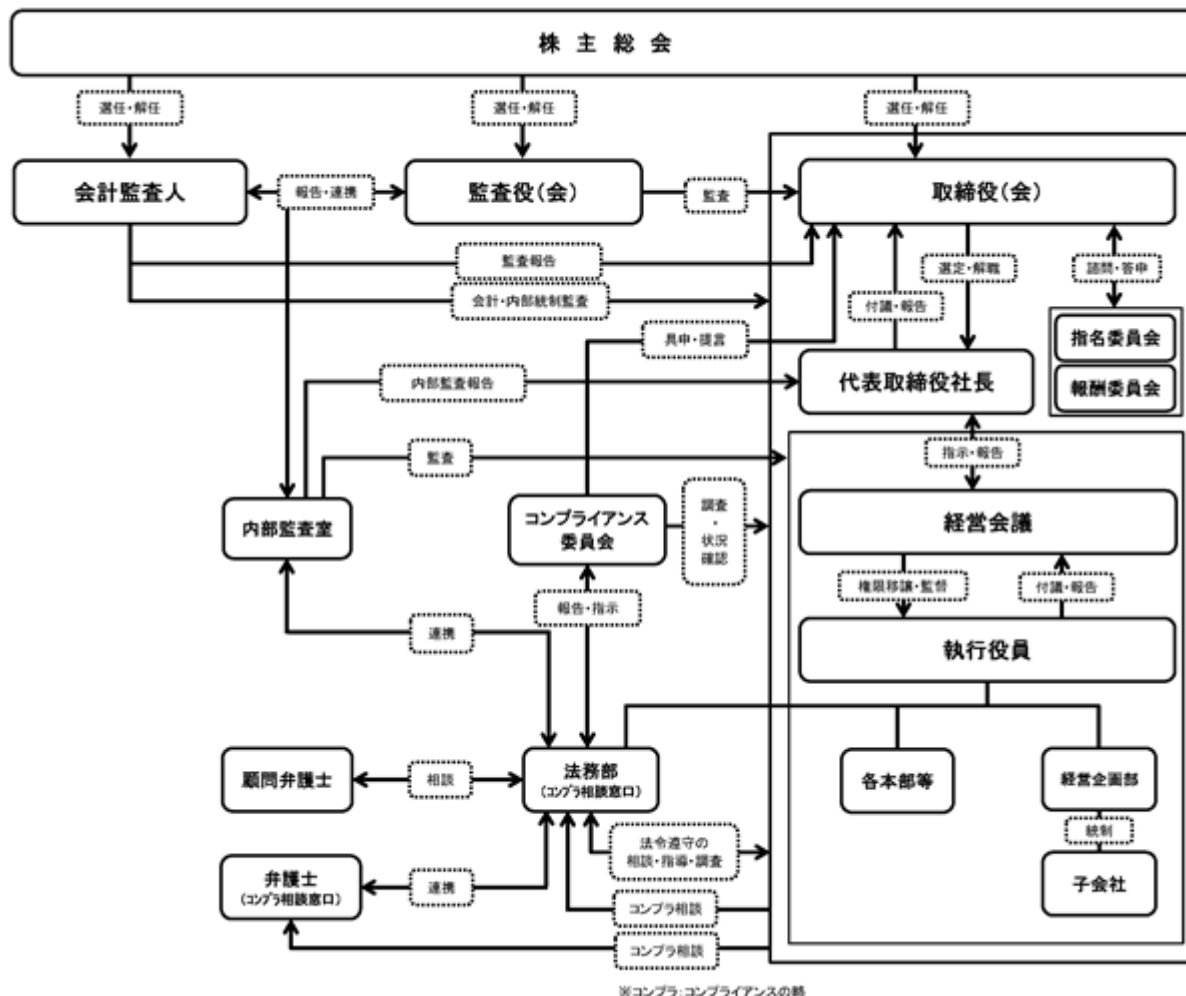
当社は、前述のとおり、執行役員制度を導入しており、取締役は当社の業務執行の監督を行い、執行役員に業務執行の権限を委譲するとともに、執行役員は委嘱された会社の業務を分担して執行しております。

代表取締役社長が兼任する社長執行役員を含む執行役員6名で構成する経営会議を設置し、経営計画の策定やその他の主要な経営課題に関する事項の検討、取締役会審議事項の事前審議、各事業部門の業務や業績の進捗確認等を行っております。

経営の監視・監督機能につきましては、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成する監査役会にて、監査計画に従って内部監査室及び会計監査人と連携をとりながら、取締役の業務執行及び経営全般について、専門的知見から有益な発言を行うことで、経営の監視・監督を行っております。

指名委員会構成員		報酬委員会構成員		コンプライアンス委員会構成員	
社外取締役	脇田 純一	社外取締役	脇田 純一	社外取締役	脇田 純一
社外取締役	天野 富夫	社外取締役	天野 富夫	社外取締役	天野 富夫
社外監査役	岸本 達司	社外監査役	岸本 達司	社外監査役	岸本 達司
社外監査役	井出 久美	社外監査役	井出 久美	社外監査役	井出 久美
代表取締役社長	奥平 和良	代表取締役社長	奥平 和良		

コーポレートガバナンス体制模式図



< 当該企業統治の体制を採用する理由 >

企業経営の透明性及び健全性を向上させるために、機関設計として監査役会設置会社を採用しております。当社では、業務執行者から独立性を確保された常勤監査役1名、社外監査役2名で構成される監査役会を設置しており、内部監査室と会計監査人と連携して、経営の適法性を確保するとともに、監視・監督が十分に機能する体制を整備しております。

また、常勤取締役6名、社外取締役2名で構成される取締役会が、重要な業務の意思決定、並びに取締役及び執行役員の職務の執行を監督し、社外取締役においては、これまで培ってきた経験や知見を基に事業運営に関する客観的かつ公正な立場で必要な助言がなされることで、経営の意思決定の妥当性や適正性を確保するとともに、監視・監督機能を果たしております。

これらの体制を通じて、当社のコーポレート・ガバナンス体制は、有効に機能していると判断しております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法、会社法施行規則及び金融商品取引法に基づく内部統制の整備に関する基本方針を定めております。その内容は、以下のとおりです。

< 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 >

・当社は、「コンプライアンス基本指針」を設け、コンプライアンス行動基準を認識し、コンプライアンスを徹底した企業経営を実践することにより、経営の透明性と健全性の高い企業活動を遂行し、企業ブランド価値をさらに高めることを当社の取締役及び使用人に徹底しております。また、法令、企業倫理、社会規範等を尊重するとともに、反社会的勢力との関係断絶等を遵守するための基本的事項を「コンプライアンス規程」に定めております。

・社外取締役及び社外監査役で組織するコンプライアンス委員会を設置し、さらなる客観性及び透明性を高めたガバナンスの強化とコンプライアンスの意識の向上に取り組んでおります。

・取締役及び使用人が、法令や規程の違反、企業倫理の逸脱のおそれがある事実を発見した場合に、具体的な対応は「コンプライアンス相談・申告要領」に定めております。相談・申告窓口として、社内（法務部）及び社外（法律事務所）にコンプライアンス相談窓口を設置しております。その相談・申告された内容は、コンプライア

ンス委員会による調査を通じて、取締役会が違法行為の停止や再発の防止等の是正措置を図る体制をとっております。

・取締役及び使用人の法令遵守に対する意識を啓蒙・維持させるため、外部の専門家や法務部による定期的なコンプライアンス教育を実施しております。

< 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 >

・取締役の職務執行に係る情報（株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書及び関連資料等）に関する文書等（電磁的記録を含む）は、社内規程（「文書管理規程」、「企業機密管理規程」、「情報処理システム管理規程」等）に従い、適切に保存及び管理しております。また、閲覧・謄写の必要性がある場合は、必要な関係者が閲覧・謄写できる体制にしております。

< 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 >

・当社は、「リスクマネジメント規程」に基づき、主管部署が当社の予見されるリスク情報の管理を行い、リスクの未然防止に努めております。また、リスクの定義や管理体制等については、経営環境の変化に対応し、適時見直しを行っております。

・経営上の重大なリスクが発生した場合は、代表取締役社長の指示のもと、対策本部を設置し、取締役及び当該リスクに係る関係部署が集まり、事実の確認・把握をしたうえで、対応策を検討し、リスクの最小化、収束に努める体制にしております。

・災害や事故等の緊急事態の発生における事業継続計画（BCP）を定め、事業活動の継続や早期の再開ができる体制にしております。

< 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 >

・当社の取締役会は、常勤取締役・執行役員にて策定した当社及び子会社（以下、企業グループ）の経営方針や経営計画、年度予算等を承認しております。常勤取締役は、月次の会議にて全社の業務計画や業績等の進捗を把握し、改善策を検討したうえで、四半期単位にて取締役会に報告しております。

・当社は、経営改革への取り組みを推進していくことを目的に、取締役会による経営の意思決定や監視・監督と執行役員による業務執行を分離し、各部署の業績改善に対する責任と役割の明確化を図るために、執行役員制度を導入しております。

・社内規程（「組織規程」、「稟議規程」等）において、執行役員の基本職務や決裁基準等を定め、効率的に職務の執行が行える体制にしております。

< 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 >

・当社は、子会社の統制・管理における適正化を図り、企業グループの利益を向上させるとともに、損失等のリスクを最小限に留めることを目的として、「グループ企業管理規程」を定めております。

・当社は、子会社の事業計画、業績、業務の進捗及びその他の重要な情報については、月次の会議及び取締役会に報告を行う体制にしております。

・当社は、子会社のコンプライアンス態勢、重要情報の保存・管理体制、リスク管理体制等について、当社の社内規程に準じて子会社が規程を定め、運用することで、企業グループの統制・管理を行うことにしております。

・当社の内部監査室は、子会社の定期的な監査手続を実施し、代表取締役社長が、定期的に取締役会に報告するものとしており、企業グループの内部統制の効率性と有効性を確保する体制にしております。

・当社の監査役は、会計監査人や内部監査室と連携を図り、子会社に対して事業の報告を求め、業務、財産等に関する監査を行える体制にしております。

< 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 >

・監査役は、監査役の職務を補助する使用人を社内の各部署の適任者から任命できる体制とし、当社企業グループ全体の情報を収集し、監査役会に報告できるようにしております。

< 監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 >

・監査役の職務を補助する使用人は「監査役会規則」に基づき、その独立性を確保し、監査役会から受けた指示に関して、取締役等他の機関・役員から指揮命令を受けないような体制をとっております。

・監査役の職務を補助する使用人の人事異動については、監査役会の同意を必要としております。また、監査役の職務を補助する使用人の職務評価等は常勤監査役が行い、監査役会に報告しております。

<当社及びその子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制>

- ・当社の監査役は、事業の報告等について、当社企業グループの取締役及び使用人より報告を受けられる体制をとっております。また、監査役は、当社の重要な会議へ出席できるようにしております。
- ・当社企業グループの取締役及び使用人が、法令や規程の違反、企業倫理の逸脱のおそれがある事実を発見した場合は、監査役に対して報告を行う体制をとっております。

<当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制>

- ・当社は、当社の監査役へ報告を行った当社企業グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止することを「監査役会規則」に定め、その旨を当社企業グループの取締役及び使用人に周知徹底しております。

<当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項>

- ・当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なものでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を当社が負担いたします。

<その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制>

- ・当社の監査役は、監査役職務の実効性を高めるために、定期的に会計監査人及び内部監査室と意見交換を行う体制にしております。
- ・監査役は、事業課題や監査体制等について、定期的に代表取締役社長と意見交換をしております。
- ・当社は、監査役会が監査役職務を補助する使用人に対して監査に必要な調査を求めることができ、必要に応じて、外部の有識者（弁護士、公認会計士）と随時相談できる体制にしております。

<財務報告の適正性を確保するための体制>

- ・当社は、企業グループの財務報告に係る内部統制の適正性と信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準に基づき、関連規程等を整備するとともに、代表取締役社長が最高責任者となり、内部統制を有効に機能させる体制並びにその報告体制を構築し、定期的に評価し、不備があれば必要な改善措置を行っております。

<責任限定契約の内容の概要>

- ・当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、社外取締役及び監査役との間で締結しております。当社が社外取締役及び監査役との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

当該契約の内容は、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合は、11百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負うものとしております。

- ・当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、会計監査人との間で締結しております。当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

当該契約の内容は、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合は、1億円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負うものとしております。

<取締役の定数>

- ・当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

<取締役の選任及び解任の決議要件>

- ・当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。なお、解任決議については、会社法と異なる別段の定めはしておりません。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 10名 女性 1名 (役員のうち女性の比率9.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
代表取締役社長兼 社長執行役員	奥平 和良	1961年5月1日生	1984年 7月 当社 入社 2009年 1月 管理本部長 2012年 4月 執行役員 2012年 6月 代表取締役社長(現任) 2019年 4月 社長執行役員(現任)	(注)3	10
取締役兼 専務執行役員	奥田 清三	1947年11月20日生	1966年 3月 明光丸ヤ証券(株)(現S M B C日興証券(株)) 入社 1996年 2月 同社 東京本部売買監査部長 2000年 4月 明光ナショナル証券(株)(現S M B C日興証券(株)) 売買審査室長 2006年 4月 S M B Cフレンド証券(株) (現S M B C日興証券(株)) 売買審査部部長 2013年 5月 当社 顧問 2013年 6月 監査役 2017年 6月 取締役(現任) 2019年 6月 専務執行役員(現任)	(注)3	-
取締役兼 執行役員	高畑 則雄	1962年2月10日生	1984年 4月 (株)大成 入社 1988年11月 当社 入社 2018年 4月 営業本部副本部長 2019年 4月 執行役員営業本部長(現任) 2019年 6月 取締役(現任)	(注)3	-
取締役兼 執行役員	山縣 正典	1962年9月26日生	1988年 4月 (株)ケン・コーポレーション 入社 1991年 7月 当社 入社 2006年 4月 商品本部インナー部長 2008年 4月 (株)シャルレ(株)B C) マーケティング本部 商品管理部長 2012年 6月 当社 経営企画室長 2014年 4月 マーケティング本部商品管理部長 2019年 4月 執行役員マーケティング本部長(現任) 2019年 6月 取締役(現任)	(注)3	-
取締役兼 執行役員	高田 博祐	1970年3月5日生	1992年 4月 神戸日本電気ソフトウェア(株)(現N E C ソリューションイノベータ(株)) 入社 1997年 7月 当社 入社 2007年 7月 (株)シャルレ(株)B C) 管理本部情報システム部長 2010年 4月 当社 経営管理本部情報システム部長 2014年 4月 コーポレートサービス部長 2015年 6月 執行役員コーポレートサービス部長 2018年 4月 管理本部コーポレートサービス部長 2019年 4月 執行役員管理本部長(現任) 2019年 6月 取締役(現任)	(注)3	-
取締役兼 執行役員	原 豊	1965年2月21日生	1991年 4月 明光証券(株)(現S M B C日興証券(株)) 入社 2005年 9月 (株)研文社 入社 2006年 9月 当社 入社 2007年10月 法務室長 2015年 6月 執行役員法務部長 2018年 4月 法務部長 2019年 4月 執行役員法務部長兼秘書室長(現任) 2019年 6月 取締役(現任)	(注)3	-
取締役	脇田 純一	1943年12月16日生	1962年 4月 大和証券(株)(現(株)大和証券グループ本社) 入社 1997年 6月 同社 参与 1998年 6月 大和ファイナンス(株)(現(株)大和キャピタル・ ホールディングス) 常務取締役 1999年 6月 同社 代表取締役専務 2000年 4月 エヌ・アイ・エフ ベンチャーズ(株)(現(株)大和 キャピタル・ホールディングス)常務取締役 2001年 6月 同社 専務取締役 2004年 6月 同社 顧問 2005年 6月 リテラ・クレア証券(株) 常勤監査役 2007年 6月 同社 非常勤監査役 2009年 6月 当社 取締役 2017年 6月 取締役 退任 2019年 6月 取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役	天野 富夫	1950年2月22日生	1973年 4月 東京証券取引所（現株東京証券取引所）入所 1998年 6月 同取引所 売買審査部長 2000年 6月 同取引所 財務部長 2001年11月 株東京証券取引所 経営企画部長 2002年 6月 同社 執行役員 2004年 6月 同社 常務取締役 2005年12月 株東証システムサービス 顧問 2006年 5月 日本証券代行株 参与 2007年 9月 東京証券業健康保険組合 顧問 2008年 3月 同組合 常務理事 2017年 3月 同組合 顧問 2019年 6月 当社 取締役（現任）	(注)3	-
常勤監査役	吉田 金吾	1952年2月12日生	1975年 4月 株住友銀行（現株三井住友銀行）入行 1985年 4月 明光証券株（現SMB C日興証券株）入社 2005年 4月 SMB Cフレンド証券株 （現SMB C日興証券株）東京法人部長 2011年 4月 同社 ウェルス・マネジメント部 部長 2017年 6月 当社 監査役（現任）	(注)4	-
監査役	岸本 達司	1960年6月16日生	1987年 4月 新世綜合法律事務所 （旧児玉憲夫法律事務所）入所 1998年 4月 新世綜合法律事務所 パートナー（現任） 2007年 4月 大阪家庭裁判所 調停委員（現任） 2009年 4月 関西大学会計専門職大学院 特別任用教授 2010年 1月 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん 相談センター あっせん委員（現任） 2011年 6月 当社 監査役（現任） 2012年 4月 関西大学会計専門職大学院 非常勤講師（現任）	(注)4	-
監査役	井出 久美	1964年12月11日生	1991年10月 監査法人トーマツ （現有限責任監査法人トーマツ）入社 2008年10月 同監査法人 シニアマネジャー 2011年10月 井出久美公認会計士事務所 所長（現任） 2013年 6月 当社 監査役（現任）	(注)4	-
計					10

- (注) 1 取締役 脇田純一及び天野富夫は、社外取締役であります。
2 監査役 岸本達司及び井出久美は、社外監査役であります。
3 2019年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間。
4 2017年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
5 当社は、各所管部署の業務改善に対する責任と役割の明確化を図るため、執行役員制度を導入しています。取締役を兼任している執行役員6名（奥平和良、奥田清三、高畑則雄、山縣正典、高田博祐、原豊）と経営企画部長 千本松重雄1名で構成されています。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役2名は、金融機関に在籍した豊富な経験と高い知見を有しておるもの、証券取引所に在籍し、事業運営や企業経営に関する幅広い知識や見識を有しておるものが就任しており、専門的な知識に基づき、経営全般において公正・中立的な立場での意見・提言を行う役割を担っております。社外監査役2名は、弁護士として幅広い経験と見識を有しているもの、公認会計士として、財務・会計に関する高い知見を有しているものが就任しており、主に会計やコンプライアンス態勢に関する有益な指摘と経営全般に関する適切な監視を行う役割を担っております。

これら4名については、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にし、一般株主と利益相反取引が生じるおそれがない独立役員の要件を満たし、かつ、当社が定める独立社外役員の独立性基準を満たしているものを、独立性を有した社外役員として選任しております。

当社が定める「独立社外役員の独立性基準」については、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.charle.co.jp>) に掲載しております。

社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、それぞれの監督または監査にあたり必要に応じて、監査役、内部監査室及び会計監査人と協議・報告・情報交換を行うことにより相互連携を図っております。また、内部統制部門からも必要に応じて内部統制の状況に関する情報の聴取等を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成されております。なお、常勤監査役は、長年にわたり金融・財務分野に携わり、金融機関の法人部門に在籍した豊富な経験を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役監査は、監査方針や監査計画に基づき、会計監査人や内部監査室と連携を図りながら、当社における執行業務や財産等に関する監査を実施しております。

内部監査の状況

内部監査室は、業務執行組織とは分離独立した社長執行役員の直轄部門として編成しており、社員4名で構成しております。

主たる役割としては、取締役が企業活動の実態や問題点を正しく把握することに役立てるために、独立した立場で業務執行状況を検証・評価し、問題や課題があれば改善提案を行うこととしております。また、監査役会の運営事務及び監査役の職務の補佐も独立性に留意しながら担っております。

監査役監査及び会計監査との相互連携等につきましては、監査役と定期的または必要の都度、業務の執行状況、経営の重要事項等について意見交換や情報共有を行いながら意思疎通を図っております。また、監査講評会、意見交換会等にも出席し、会計監査人とも意思疎通を行い、当該三者間での相互連携に努めております。さらに、内部監査室は、内部統制に関連する各部門と連携を図りながら、経営的視点で全社的リスクマネジメントのモニタリング機能を果たしております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

ひびき監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

業務執行社員：田中郁生、中須賀高典

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人を選定するに当たって、日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づいた評価基準を設定しております。監査法人の品質管理の状況、監査チームの独立性や能力及び監査役や取締役とのコミュニケーションの状況等を多面的に評価し、いずれにおいても適正であると認め、当該会計監査人を選定しております。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、上述の日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、経理部門及び内部監査部門に対するアンケート調査、また監査法人へ監査品質の管理状況、監査法人のガバナンス体制及び会計監査人の職務の遂行状況について、説明を求める等により情報収集を行い、監査役会において審議のうえ評価を行っております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
19	-	19	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査項目別所要時間、監査報酬単価、監査従事者のスキル及び当社の規模等を勘案し、監査役会の同意を得たうえで決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、前事業年度における会計監査人の職務遂行状況、監査時間等の監査実績について分析・評価を行ったうえで、当事業年度の監査計画における監査時間及び報酬額の見積りの相当性を確認し、また上場企業の監査報酬水準との比較においても乖離はなく適正な水準であると考え、当事業年度の会計監査人の報酬額については妥当であると判断し、同意しております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、「企業価値向上のために当社に適した人材の確保に必要な報酬水準」を、報酬等の内容決定の基本方針としております。

a. 取締役の報酬等に関する方針

取締役の報酬等は、役割、役位及び代表権の有無等の職責に基づき、代表取締役兼社長執行役員と取締役兼専務執行役員の名については、あらかじめ定められた基準報酬テーブルを用いる方法を採用しており、固定報酬9割、変動報酬1割として、報酬規程の定める範囲内で、取締役会にて決定しております。また、報酬等は、一定の範囲内で昇降給が可能な仕組みとなっており、各取締役の担当業務における実績並びに各取締役それぞれの役割及び役位に応じて設定された定量的・定性的要素による個人別評価に基づき、社外役員が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえて取締役会にて決定しております。変動報酬は、会社の最終利益である当期純利益を指標に採用し、基本報酬の1割部分を変動とし、当事業年度における当期純利益の目標達成度合いに応じて決定します。

使用人兼務取締役（取締役兼執行役員4名）の報酬等については、取締役報酬分と使用人給与分に区分して個人別評価に基づき、社外役員が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえて取締役会にて決定しております。

社外取締役の報酬等については、社外取締役としての役割と独立性の観点から、業績とは連動せず固定報酬のみとして、報酬規程の定める範囲内で、取締役会にて決定しております。

なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定につきましては、各取締役の担当業務における実績並びに各取締役それぞれの担当部門としての役割及び役位に応じて設定された定量的・定性的要素による個人別評価に基づき、代表取締役社長が事前に社外取締役及び監査役の意見を聴取したうえで、その意見を尊重して、2018年6月28日開催の取締役会において、取締役会の一任を受けて決定しております。社外取締役の報酬額の決定につきましても、報酬規程の定める範囲内で、同日開催の取締役会において取締役会の一任を受けた代表取締役社長が決定しております。

また、取締役の報酬額については、2009年6月24日開催の第34回定時株主総会において承認された年額1億96百万円以内（うち社外取締役27百万円以内とする。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）で支給いたします。

なお、当社は、2004年3月31日付で取締役の退職慰労金制度を廃止しております。

b. 監査役の報酬等に関する方針

監査役報酬等は、監査役としての役割と独立性の観点から、業績とは連動せず、固定報酬のみによって構成され、常勤監査役においては、あらかじめ定められた基準報酬テーブルを用いて、監査役会の協議にて決定しております。

また、固定報酬は、一定の範囲内で昇降給が可能な仕組みとなっており、前事業年度の業務の評価に基づき、報酬規程の定める範囲内で監査役会の協議にて決定しております。

社外監査役の報酬等については、一定の範囲内で昇降給が可能な仕組みではない固定報酬のみとして、監査役会の協議にて決定しております。

なお、当事業年度における当社の監査役報酬等の額の決定につきましては、前事業年度の業務の評価に基づき、報酬規程の定める範囲内で、2018年6月12日開催の監査役会において監査役間で協議した結果、決定しております。

監査役報酬額については、2009年6月24日開催の第34回定時株主総会において承認された年額34百万円以内で支給いたします。

なお、当社は、2004年3月31日付で監査役の退職慰労金制度を廃止しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	変動報酬	その他の報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	48	48	-	-	2
監査役 (社外監査役を除く)	9	9	-	-	1
社外役員	22	22	-	-	4

(注) 1 取締役の報酬等の総額には、2019年6月27日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名分を含んでおります。

2 社外役員の報酬等の総額には、2019年6月27日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外役員1名分を含んでおります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、資本・業務提携や事業の維持・拡大において、当社の中長期的な事業運営の発展に資すると判断される場合に限り、純投資目的以外の政策保有株式を保有することがあります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

所有していません。

保有目的が純投資目的である投資株式

所有していません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、ひびき監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容及び変更等を適時適切に把握し、的確に対応するために、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種情報を取得するとともに、監査法人及び専門的情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに参加する等積極的な情報収集活動に努めております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,367	12,515
売掛金	86	89
有価証券	-	72
商品	3,810	3,821
貯蔵品	46	40
前払費用	99	83
その他	103	102
貸倒引当金	11	9
流動資産合計	16,504	16,714
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,110	1,047
構築物（純額）	3	2
車両運搬具（純額）	2	0
工具、器具及び備品（純額）	474	362
土地	907	907
リース資産（純額）	-	251
建設仮勘定	-	168
有形固定資産合計	2,498	2,740
無形固定資産		
特許権	6	5
商標権	2	1
ソフトウェア	837	778
その他	4	4
無形固定資産合計	851	789
投資その他の資産		
投資有価証券	520	434
長期貸付金	5	5
長期前払費用	128	80
前払年金費用	894	954
繰延税金資産	462	358
その他	172	149
貸倒引当金	4	5
投資その他の資産合計	2,178	1,976
固定資産合計	5,528	5,507
資産合計	22,032	22,221

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	683	663
未払金	797	817
未払費用	55	56
未払法人税等	70	26
前受金	59	63
預り金	38	40
リース債務	-	57
賞与引当金	222	223
その他	0	2
流動負債合計	1,927	1,950
固定負債		
長期未払金	115	151
リース債務	-	195
売上割戻引当金	189	189
退職給付引当金	307	250
固定負債合計	611	787
負債合計	2,539	2,737
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,600	3,600
資本剰余金		
資本準備金	4,897	4,897
資本剰余金合計	4,897	4,897
利益剰余金		
利益準備金	650	650
その他利益剰余金		
別途積立金	8,900	8,900
繰越利益剰余金	1,594	1,581
利益剰余金合計	11,144	11,131
自己株式	131	131
株主資本合計	19,511	19,497
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18	13
評価・換算差額等合計	18	13
純資産合計	19,492	19,483
負債純資産合計	22,032	22,221

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	17,510	16,510
売上原価		
商品期首たな卸高	3,670	3,810
当期商品仕入高	9,257	8,866
合計	12,928	12,677
商品他勘定振替高	142	161
商品期末たな卸高	3,810	3,821
商品売上原価	29,075	28,795
売上総利益	8,434	7,715
販売費及び一般管理費	3,478,897	3,473,351
営業利益	537	363
営業外収益		
受取利息	0	0
有価証券利息	10	-
雑収入	14	12
営業外収益合計	24	13
営業外費用		
支払利息	0	1
雑損失	2	1
営業外費用合計	2	3
経常利益	558	373
特別利益		
固定資産売却益	1	-
投資有価証券売却益	-	2
特別利益合計	1	2
特別損失		
固定資産除却損	50	50
店舗閉鎖損失	65	-
特別損失合計	65	0
税引前当期純利益	494	375
法人税、住民税及び事業税	193	47
法人税等調整額	23	104
法人税等合計	170	151
当期純利益	324	223

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余 金合計			
		資本準備金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	3,600	4,897	4,897	650	8,900	1,511	11,061	0	19,559	
当期変動額										
剰余金の配当						241	241		241	
当期純利益						324	324		324	
自己株式の取得								131	131	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									-	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	83	83	131	48	
当期末残高	3,600	4,897	4,897	650	8,900	1,594	11,144	131	19,511	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合 計	
当期首残高	19	19	19,540
当期変動額			
剰余金の配当			241
当期純利益			324
自己株式の取得			131
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0	0
当期変動額合計	0	0	47
当期末残高	18	18	19,492

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余 金合計			
		資本準備金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	3,600	4,897	4,897	650	8,900	1,594	11,144	131	19,511	
当期変動額										
剰余金の配当						237	237		237	
当期純利益						223	223		223	
自己株式の取得								0	0	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									-	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	13	13	0	13	
当期末残高	3,600	4,897	4,897	650	8,900	1,581	11,131	131	19,497	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合 計	
当期首残高	18	18	19,492
当期変動額			
剰余金の配当			237
当期純利益			223
自己株式の取得			0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5	5	5
当期変動額合計	5	5	8
当期末残高	13	13	19,483

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	494	375
減価償却費及びその他の償却費	431	497
受取利息及び受取配当金	10	0
投資有価証券売却損益（は益）	-	2
固定資産除却損	0	0
店舗閉鎖損失	65	-
売上債権の増減額（は増加）	10	4
たな卸資産の増減額（は増加）	121	3
前払年金費用の増減額（は増加）	90	59
仕入債務の増減額（は減少）	45	19
未払金の増減額（は減少）	70	4
前受金の増減額（は減少）	72	4
退職給付引当金の増減額（は減少）	5	56
その他	82	104
小計	572	839
利息及び配当金の受取額	10	0
店舗閉鎖損失による支出	17	-
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	389	128
その他	0	1
営業活動によるキャッシュ・フロー	175	709
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額（は増加）	-	4,000
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	514	21
有形固定資産の取得による支出	191	149
無形固定資産の取得による支出	135	167
その他	14	8
投資活動によるキャッシュ・フロー	172	4,287
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	241	237
リース債務の返済による支出	16	37
自己株式の取得による支出	131	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	389	275
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	41	3,852
現金及び現金同等物の期首残高	12,408	12,367
現金及び現金同等物の期末残高	12,367	8,515

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～39年

構築物 5～35年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年～10年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。

(3) 売上割戻引当金

代理店への売上割戻金の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から翌事業年度から費用処理しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」254百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」462百万円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。

(貸借対照表関係)

資産の金額から直接控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
有形固定資産	4,614百万円	4,782百万円

(損益計算書関係)

1 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
販売促進費	28百万円	48百万円
雑費	9	7
その他	4	5
計	42	61

2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損(は戻入益)が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	139百万円	215百万円

3 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度39%、当事業年度37%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度61%、当事業年度63%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
発送保管費	1,314百万円	1,266百万円
販売促進費	880	669
人件費	2,889	2,713
減価償却費	377	444

4 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	70百万円	63百万円

5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物	- 百万円	0百万円
車両運搬具	-	0
工具、器具及び備品	0	0
ソフトウェア	-	0
計	0	0

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	16,086	-	-	16,086
合計	16,086	-	-	16,086
自己株式				
普通株式(注)	0	250	-	250
合計	0	250	-	250

(注) 自己株式(普通株式)の増加250千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加250千株と、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月29日 定時株主総会	普通株式	241	15	2017年3月31日	2017年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	237	利益剰余金	15	2018年3月31日	2018年6月29日

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	16,086	-	-	16,086
合計	16,086	-	-	16,086
自己株式				
普通株式(注)	250	0	-	250
合計	250	0	-	250

(注) 自己株式(普通株式)の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	237	15	2018年3月31日	2018年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	158	利益剰余金	10	2019年3月31日	2019年6月28日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	12,367百万円	12,515百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	4,000
現金及び現金同等物	12,367	8,515

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引についてはリスクを回避するために利用する場合がありますが、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主に代理店の信用リスクに晒されています。

有価証券及び投資有価証券である投資信託、債券及び株式は、市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、主に現金取引であるため売掛債権は少額であります。売掛債権が発生した場合は、ビジネスメンバー管理規程に従い、代理店の状況をモニタリングし、相手ごとに残高を管理しているため、信用リスクは僅少であります。

その他有価証券の債券は、資金運用方針に従い、格付の高い債券のみを投資対象としているため、信用リスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

当該リスクに関しては、取引権限や限度額等を定めた資金運用規程に基づき、取締役会で承認された資金運用方針に従い、コーポレートサービス部が取引及び管理を行い、残高照合等も行っております。取引実績及び残高は、時価も含めコーポレートサービス部から担当取締役に月次で報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（（注）2参照）。

前事業年度（2018年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	12,367	12,367	-
(2) 売掛金	86	86	-
(3) 有価証券	-	-	-
(4) 投資有価証券	519	519	-
資産計	12,974	12,974	-
(1) 買掛金	683	683	-
(2) 未払金	797	797	-
(3) 長期未払金	115	109	5
負債計	1,595	1,590	5

当事業年度（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	12,515	12,515	-
(2) 売掛金	89	89	-
(3) 有価証券	72	72	-
(4) 投資有価証券	434	434	-
資産計	13,110	13,110	-
(1) 買掛金	663	663	-
(2) 未払金	817	817	-
(3) 長期未払金	151	146	5
負債計	1,633	1,627	5

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、有価証券及び投資有価証券は其他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

前事業年度（2018年3月31日）

	取得原価(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
有価証券	-	-	-
投資有価証券	538	519	18

当事業年度（2019年3月31日）

	取得原価(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
有価証券	75	72	3
投資有価証券	444	434	10

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期未払金

長期未払金の時価については、合理的に見積もった支払予定時期に基づき、将来キャッシュ・フローを期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
非上場株式	0	-

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度（2018年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	12,367	-	-	-
売掛金	86	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
(1) 債券(社債)	-	-	-	-
(2) その他	-	155	-	188
合計	12,454	155	-	188

当事業年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	12,515	-	-	-
売掛金	89	-	-	-
有価証券	72	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
(1) 債券(社債)	-	-	-	-
(2) その他	-	-	75	186
合計	12,676	-	75	186

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2018年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券 社債	-	-	-
	(3) その他	519	538	18
	小計	519	538	18
合計		519	538	18

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額0百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2019年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	社債	-	-	-
	(3) その他	506	520	13
	小計	506	520	13
合計		506	520	13

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3	2	-

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立型制度）では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給します。

退職一時金制度（非積立型制度）では、勤続年数や役職等に応じてポイントを付与し、その累積ポイントに一定の額を乗じて一時金を支給します。

確定拠出年金制度は、確定拠出年金法に定める企業型年金として、当社が拠出した資金を従業員が自己の責任において運用の指図を行ない、一時金または年金を受給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,791百万円	1,830百万円
勤務費用	85	84
利息費用	9	9
数理計算上の差異の発生額	0	11
退職給付の支払額	56	136
退職給付債務の期末残高	1,830	1,799

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	2,295百万円	2,361百万円
期待運用収益	61	63
数理計算上の差異の発生額	9	40
事業主からの拠出額	59	58
退職給付の支払額	45	72
年金資産の期末残高	2,361	2,371

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払費用の調整表

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,545百万円	1,599百万円
年金資産	2,361	2,371
	816	771
非積立型制度の退職給付債務	285	199
未積立退職給付債務	531	572
未認識数理計算上の差異	56	131
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	587	704
退職給付引当金	307	250
前払年金費用	894	954
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	587	704

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	85百万円	84百万円
利息費用	9	9
期待運用収益	61	63
数理計算上の差異の費用処理額	59	23
確定給付制度に係る退職給付費用	26	6

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
株式	15%	15%
債券	35	35
その他	19	19
保険資産(一般勘定)	31	31
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
割引率	0.5%	0.5%
長期期待運用収益率	2.7%	2.7%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度77百万円、当事業年度76百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
商品	432百万円	366百万円
賞与引当金	68	68
未払金	51	39
売上割戻引当金	57	58
退職給付引当金	132	123
その他	67	64
繰延税金資産小計	809	720
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	74	70
評価性引当額小計	74	70
繰延税金資産合計	735	650
繰延税金負債		
前払年金費用	273	291
繰延税金負債合計	273	291
繰延税金資産の純額	462	358

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.8%	30.6%
(調整)		
評価性引当額	2.7	0.9
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.6	7.2
住民税均等割	2.7	3.1
その他	0.0	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.4	40.4

(持分法損益等)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は事務所等を賃借しており、不動産賃借契約に基づき退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、移転等の予定もないことから資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はレディースインナー等販売事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上となる相手先はないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上となる相手先はないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

記載すべき重要な取引はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

記載すべき重要な取引はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	1,230.89円	1,230.35円
1株当たり当期純利益	20.27円	14.14円

（注）1 潜在株式調整後の1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益（百万円）	324	223
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（百万円）	324	223
普通株式の期中平均株式数（千株）	16,010	15,836

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	4,655	8	6	4,657	3,610	71	1,047
構築物	143	-	-	143	141	0	2
車両運搬具	7	-	1	6	5	1	0
工具、器具及び 備品	1,398	19	67	1,349	986	131	362
土地	907	-	-	907	-	-	907
リース資産	-	290	-	290	38	38	251
建設仮勘定	-	168	-	168	-	-	168
有形固定資産計	7,112	486	75	7,523	4,782	243	2,740
無形固定資産							
特許権	12	-	-	12	7	1	5
商標権	37	-	-	37	35	0	1
ソフトウェア	3,246	139	23	3,362	2,584	199	778
その他	5	-	-	5	0	-	4
無形固定資産計	3,300	139	23	3,417	2,627	201	789
長期前払費用	540	12	12	540	459	53	80
繰延資産							
-	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

リース資産	代理店向け販売管理端末機器の更新	2億90百万円
建設仮勘定	受注システムネットワーク機器の更新	1億68百万円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	57	1.00	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	195	1.00	2023年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	-	252	-	-

(注) 1 リース債務の平均利率は、期中平均リース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務 (固定負債「その他」)	57	58	59	19

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	16	0	2	-	14
賞与引当金	222	223	222	-	223
売上割戻引当金	189	23	17	5	189

(注) 売上割戻引当金の当期減少額(その他)は、当期中における代理店契約の解除による取崩であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	0
預金	
当座預金	557
普通預金	6,957
定期預金	5,000
小計	12,514
合計	12,515

ロ 売掛金

(イ) 相手先別内訳

内訳	金額(百万円)
Chengdu Beauty United Century Co.,Ltd.	3
河浪 幸子代理店	0
(有)パシフィックオーシャン代理店	0
平野 裕子代理店	0
白戸 由美子代理店	0
その他	82
計	89

(ロ) 発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
86	17,830	17,827	89	99.5	1.80

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記の当期発生高には消費税等が含まれております。

八 商品

内訳	金額（百万円）
ファンデーション	906
レッグニット	366
肌着・ショーツ	1,144
ランジェリー	10
ナイティ・水着・アウター等	423
チャイルド	16
タオル	45
ギフト	34
化粧品	456
健康食品	138
生活関連商品	157
その他	121
計	3,821

二 貯蔵品

内訳	金額（百万円）
販促用備品	19
災害用備蓄品	12
包装用資材	4
その他	3
計	40

負債の部
買掛金

内訳	金額(百万円)
(株)カドリールニシダ	183
(株)パルファン	125
伊藤忠商事(株)	97
(株)G S Iクレオス	64
(株)T O S C O M	42
その他	151
計	663

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (百万円)	3,433	8,048	13,163	16,510
税引前四半期(当期)純利益又は税引前四半期 純損失() (百万円)	150	118	451	375
四半期(当期)純利益又は四半期純損失() (百万円)	111	66	291	223
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当 たり四半期純損失() (円)	7.01	4.17	18.39	14.14

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期 純損失() (円)	7.01	11.18	14.22	4.25

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおり。 http://www.charle.co.jp/company/outline/publicnotice.html
株主に対する特典	3月31日現在の所有株式500株以上の株主に対して、年1回当社商品を進呈する。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式の数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第43期)	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	2018年6月29日 近畿財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書 及びその添付書類			2018年6月29日 近畿財務局長に提出。
(3) 四半期報告書 及び確認書	第44期第1四半期	自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	2018年8月10日 近畿財務局長に提出。
	第44期第2四半期	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	2018年11月14日 近畿財務局長に提出。
	第44期第3四半期	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	2019年2月14日 近畿財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の 2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告 書		2018年7月2日 近畿財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月21日

株式会社シャルレ

取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 田中郁生 印

業務執行社員 公認会計士 中須賀高典 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シャルレの2018年4月1日から2019年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シャルレの2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社シャルレの2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社シャルレが2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象に含まれていません。